

流山市医療的ケアの必要な児童の 公立保育所への入所に関するご案内



流山市子ども家庭部保育課

目次

1	受け入れ対象	2
	(1) 対象年齢	2
	(2) 医療的ケアの内容	2
	(3) 事前に主治医等に確認いただきたい事項	3
2	実施内容	4
	(1) 受け入れ施設	4
	(2) 受け入れ時間	4
	(3) 定員	4
	(4) その他	4
	① 面談・申込み	5
	② 利用調整	5
	③ 体験保育	5
	④ 主治医への聞き取り	6
	⑤ 受入準備	6
	⑥ 入所決定	6
	⑦ 入所	6
4	入所月別スケジュール	7
5	体験保育の流れ（イメージ）	8
6	安全な保育のために	9
7	医療機器・医療消耗品の管理について	10
8	災害時の対応について	10

本ご案内は、医療的ケアが必要な児童に関する個別の対応が必要となる事項につきまして、『流山市認可保育施設入所案内（以下、『入所案内』）』を補完する形でご案内するものとなります。そのため、入所案内も併せてご覧いただくようお願いいたします。

また、児童を安全にお預かりするためには、保育所、保護者、医療機関の連携が必要不可欠となります。安全な保育の実施のためにも、ご協力をお願いいたします。

1 受け入れ対象

安全に保育と医療的ケアを提供できるよう、以下のすべての要件を満たしている児童を対象とします。

（１）対象年齢

満２歳以上の児童

※申込時点及び令和６年４月１日時点で流山市に住民登録があること。

（２）医療的ケアの内容

- ① 喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）、ネブライザー吸入
- ② 経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）
- ③ 血糖測定、インスリン投与
- ④ 導尿
- ⑤ 人工肛門
- ⑥ 酸素療法

※上記以外の医療的ケア行為については、一度保育課までご相談ください。

※②の経鼻経管栄養は、留置固定したチューブへの注入を想定しています。原則として気管カニューレ、経管栄養のチューブの挿入（事故抜去時の再挿入を含む）は行えませんが、詳細につきましては、面談の際にご相談ください。

(3) 事前に主治医等に確認いただきたい事項

医療的ケア児に対する保育の実施に際しては、保育士や看護師等の人員配置のほか、施設や設備などの環境整備が必要となります。

また、保育所では、多くの児童が同じ環境の中で過ごしているため様々な感染症が発生しますが、医療的ケア児は、感染症の罹患により重症化につながるリスクが高まる場合があります。

医療的ケア児に安全な保育を行うためには、児童の状態に応じた対応が必要なため、面談の際に以下の項目について伺わせていただきますので、主治医等に事前に確認していただきますようお願いいたします。

- ① 主治医が保育所での集団生活が可能と認めているか。
- ② 主治医が保育所での医療行為が必要と認めているか。
- ③ 在宅での医療的ケアを開始して半年以上が経過し、かつ状態が安定しているか。
- ④ 看護師が実施する医療的ケアを妨げずに受け入れられるか。
- ⑤ 入所前に緊急時対応・緊急時搬送の受け入れ先となる医療機関が決まっており、必ず対応してもらえることができるか。
- ⑥ 医療的ケアの実施時のトラブル、カニューレやチューブ(胃ろう・腸ろう・経鼻)の内腔の詰まりや事故抜去、医療機器の破損・故障等のトラブルが発生した場合に、医療機関への搬送の対応で良いと主治医が判断しているか。

2 実施内容

(1) 受け入れ施設

平和台保育所

(2) 受け入れ時間

8時30分～16時30分（月～金曜日）

※土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除きます。

(3) 定員

原則2名

(4) その他

- ・看護師の不在により、保育所での医療的ケアが実施できない場合があります。
- ・園外保育や遠足などで医療的ケアの実施が困難な場合は、保護者の同伴をお願いします。

3 入所までの流れ

7 ページに記載しているとおり、随時受付をしております。入所決定までには時間を要しますので、お早めにご相談くださいますようお願いいたします。

① 面談・申込み

保育課にて入所担当及び保健師と面談を行います。事前に電話でご予約いただいた上、下記書類をご用意いただき、市役所保育課までお越しください。

- ◆教育・保育給付認定申請書兼利用申込書及び関係書類一式
- ◆主治医意見書
- ◆母子手帳

※面談は以後の手続きのため児童の情報を得ることを目的としており、受け入れ可否の判断は行いません。

※面談の際は必ず児童本人と一緒にお願いします。また、児童と保護者以外の方が参加される場合は予約時にご相談ください。

※面談時間は1時間程度を予定しています。

② 利用調整

公立保育所における医療的ケア児については専用の定員を設定しておりますので、他の児童との調整は原則として行いません。ただし、同時期に複数の医療的ケア児の申込みがあった場合には、流山市保育の利用に関する規則に基づき、審査を行います。

③ 体験保育

対象の保育所にて体験保育を行います（実施期間は概ね5日程度ですが、児童の状況により変動します）。保育所での集団生活が可能か等の確認をさせていただきます。

前日までに対象の保育所へ下記の書類をご提出ください。

- ◆体験保育に関する申込書
- ◆医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

※体験保育の様子や主治医意見書を総合的に判断し、受け入れ可能性を検討し、その結果をご連絡します。

④ 主治医への聞き取り

体験保育において入所の候補者となった方には主治医に作成していただく「医療的ケア指示書」をお送りします。

聞き取りの際には、**市役所職員が保護者と児童本人と一緒に主治医を訪問し**、集団生活での注意点や緊急時対応等の確認を行うとともに、「医療的ケア指示書」を作成、取得していただきます。市役所と日程を相談しながら、医療機関への予約をお願いします。

⑤ 受入準備

提出された医療的ケア指示書をもとに、受け入れ態勢の準備・調整を行います。

受け入れ態勢が整い次第、市役所からご連絡いたしますのでお待ちください。なお、受け入れ態勢の調整・準備には約1ヶ月かかります。

⑥ 入所決定

保護者に承諾通知書をお送りします。入所に必要な書類の提出や持ち物、医療的ケアに必要な機材や消耗品等の準備をお願いします。また、入所前に「医療的ケア実施申込書」をご提出ください。

⑦ 入所

児童を安全に預かるため、入所開始から一定期間については保護者付き添いの慣らし保育を行いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

4 入所月別スケジュール

入所の申込みは随時受付を行っておりますが、受け入れ準備等がありますので、4か月前の月末までに申込みください。スケジュールのイメージは以下のとおりとなりますが、児童の状況により必ずしも記載のとおり進むとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

	入所の流れ	(例) 4月入所	(例) 9月入所
①面談、申込み	4か月前月末	12月まで	5月まで
②利用調整	3か月前中旬	1月中旬	6月上旬
③体験保育	3か月前下旬	1月下旬	6月中旬
④主治医への聞き取り	2か月前月上旬まで	2月上旬まで	7月上旬まで
⑤受入準備	2か月前中旬～ 1か月前中旬	2月中旬～ 3月中旬	7月中旬～ 8月中旬
⑥入所決定	1か月前下旬	3月下旬	8月下旬
⑦入所	入所希望月	4月1日	9月1日

※ 保護者が育児休業取得中であり、復帰を目的に申し込む場合で、申し込み時点で2歳未満の場合、2歳の誕生日から入所するスケジュールで申し込みが可能です。

5 体験保育の流れ（イメージ）

5日間（月～金）を予定（保護者の付き添いをお願いします）

1・2日目 : 午前中のみ

3日目 : お昼（お弁当）まで

4・5日目 : 午睡（お昼寝）まで体験し、午後3時ごろに保護者と帰宅

※ 体験保育は児童のご様子次第では、延長する可能性もあります。

※ 体験保育期間は、保護者に医療的ケアをお願いいたします。

持ち物（体験保育時）

- ・ 保険証
- ・ 子ども医療の受給券
- ・ 母子手帳
- ・ 医療的ケアに必要な物品
- ・ オムツ（オムツを使用している児童の場合）
- ・ お尻ふき（オムツを使用している児童の場合）
- ・ 着替え
- ・ 上履き
- ・ 帽子
- ・ 手拭きタオル、汗拭きタオル
- ・ お弁当（3日目以降、保護者の分もお持ちください）

※入所後の持ち物については入所決定後に別途保育所より連絡します。

6 安全な保育のために

(1) 保育所との連携について

- ・ 保育中の児童の容態の変化に伴う緊急事態に備え、保護者は必ず複数の連絡先を明確にし、常時、保育所と連絡が取れるようにしてください。
- ・ 児童の健康状態などについて、些細な状況の変化であっても、保護者は速やかに保育所に報告してください。

(2) 体調不良時の対応について

- ・ 当日の朝、児童の体調が優れない場合は、児童の負担を考慮し、家庭保育をお願いします。
- ・ 保育中、児童の体調が優れない場合は、保護者の早急なお迎え対応をお願いします。
- ・ 体調不良となった翌日は、家庭保育をお願いします。

(3) 緊急時の対応について

- ・ 予期せぬ事態により、生命の危険があると判断した場合には、医師の指示書に従い対応を行うと同時に、救急車を要請します。
- ・ 緊急時の受診や救急搬送により発生する費用は、保護者の負担とします。
- ・ 緊急時は、保護者の早急なお迎え対応をお願いします。

(4) 主治医との連携について

- ・ 保育及び医療的ケアの実施にあたり、保育所が主治医との面談が必要と判断した場合、保護者は速やかに面談の調整を行ってください。
- ・ 保育所から主治医に連絡した際、主治医の助言や必要な対応が受けられるよう、保護者は事前に主治医と調整をお願いします。

7 医療機器・医療消耗品の管理について

- (1) 保育所で使用する医療機器、医療消耗品等は、保護者が持参したものを使用します。
- (2) 保育中に使用した医療機器や医療消耗品等は、保護者が毎日持ち帰るものとしします。
- (3) 医療消耗品の保管数及び保管方法については、保護者と保育所の話し合いで決めることとしします。
- (4) 医療機器のメンテナンスは、保護者が責任をもって行ってください。

8 災害時の対応について

- (1) 入所時、災害時に持ち出す物品（医療機器、医薬品、非常食等）や避難時の移動方法等について、保護者と保育所で確認します。
- (2) 保護者は、災害対策として3日分の非常食（栄養剤等）を保育所に預けてください。

《お問い合わせ》

〒270-0192

千葉県流山市平和台 1-1-1 子ども家庭部保育課

電話：04-7150-6124(直通)